

# 穴水町DX推進計画（案）の意見を募集します

穴水町では、町民の皆さまの利便性向上や行政事務の効率化を進めるための指針となる「穴水町DX推進計画」の策定を進めています。

この度、計画（案）を作成いたしましたので、町民の皆様から意見を募集します。

## 1. 募集期間

令和5年2月24日（金）～3月9日（木）まで

※ただし、窓口にて提出の場合、土日を除く

## 2. 提出方法

裏面の「意見提出用紙」に氏名・住所・連絡先・ご意見を記載していただき、企画課窓口・郵送・FAX・電子メールのいずれかで提出してください。

## 3. 提出先

【窓口】 穴水町企画課

【郵送】 〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地  
穴水町企画課 宛 （※郵送の場合は、消印有効）

【FAX】 0768-52-0395

【電子メール】 info4@sec.town.anamizu.ishikawa.jp  
メールの件名に「パブリックコメント」と記載してください

## 4. 資料閲覧場所

【穴水町ホームページ】 <https://www.town.anamizu.lg.jp/>

【窓口】 穴水町企画課

## 5. 問い合わせ先

穴水町企画課（DX推進室）

【電話】 0768-52-3625

※記録の正確性を期すため電話や口頭による提案は受け付けません。

※ご意見への個別の回答は行いません。

意見提出様式

「穴水町DX推進計画（案）」に対する意見等

ご 連 絡 先	氏名または団体名	
	住所または所在地	
	連絡先（電話番号・ 電子メールアドレス）	

※上記の情報は公表いたしません

※何ページのどの項目についてのご意見等であるか、下記へご記入くださいますようお願いいたします。

【記入例】 13 ページ 2. デジタル化に向けた方針について

意見等	
-----	--

■締 切 令和5年3月9日（木）当日消印有効

■提出先 〈窓口の場合〉 穴水町企画課まで  
〈郵送の場合〉 〒927-8601 穴水町字川島ラの174番地 穴水町企画課 宛  
〈FAXの場合〉 0768-52-0395  
〈電子メールの場合〉 info4@sec.town.anamizu.ishikawa.jp

(案)



# 穴水町 DX 推進計画

Digital Transformation

---

石川県穴水町

令和5年●月

[ 目 次 ]

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画策定の位置づけ	1
3. 計画の対象期間	2
4. 推進体制	3
第2章 デジタル化に関する国・県の動向	4
1. 国の動向	4
(1) 自治体DXの重点取組事項	5
(2) 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組	7
(3) 各団体において必要に応じ実施を検討する取組	8
2. 県の動向	9
(1) 産業・生活のデジタル化	9
(2) 行政サービスの利便性向上	10
(3) 行政事務の効率化	10
第3章 穴水町のデジタル化に向けた課題・基本方針	12
1. 本町を取り巻く現状と課題	12
2. デジタル化に向けた方針	13
3. 全体スケジュール	13
第4章 穴水町のデジタル化に向けた取組	14
1. 行政サービスのDX	14
(1) 行政手続のオンライン化の推進	14
(2) キャッシュレス化の推進	17
(3) マイナンバーカードの普及促進	18
2. 行政事務のDX	19
(1) 住民情報システムの標準化・共通化	19
(2) 行政事務の効率化の推進	21
(3) テレワークの推進	22
(4) セキュリティ対策の徹底	23
(5) 被災者支援	24
3. 地域のDX	25
(1) オープンデータの推進	25
(2) デジタルデバイド対策	26
(3) 区長町内会との情報連携の強化	27
(4) 広域データ連携基盤の活用	28

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と目的

---

日々著しく進展する ICT (情報通信技術) は、今や生活に不可欠なものとなっており、行政における ICT の活用は、経済成長や地域課題の解決のための重要な鍵となっています。新型コロナウイルス感染拡大を機に、テレワークや Web 会議等の活用が急速に進み、日常生活においてもインターネットを通じた物やサービスの購入機会の増加や、キャッシュレス決済の普及も進みました。一方で、新型コロナウイルス感染症の対応策として実施した給付金の受給申請手続・支給作業に膨大な時間を費やした事例や、書類への押印義務や添付書類の提出が行政手続のオンライン化推進の阻害要因となっている事例など、行政全体のデジタル化の遅れや、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題や問題が明らかとなりました。このようなデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション (DX) が求められています。

このような社会の変化と国や県の動きを踏まえ、本町においてもデジタル社会の実現に向けて目指すべき姿と方向性を明らかにするため、本計画を策定するものです。

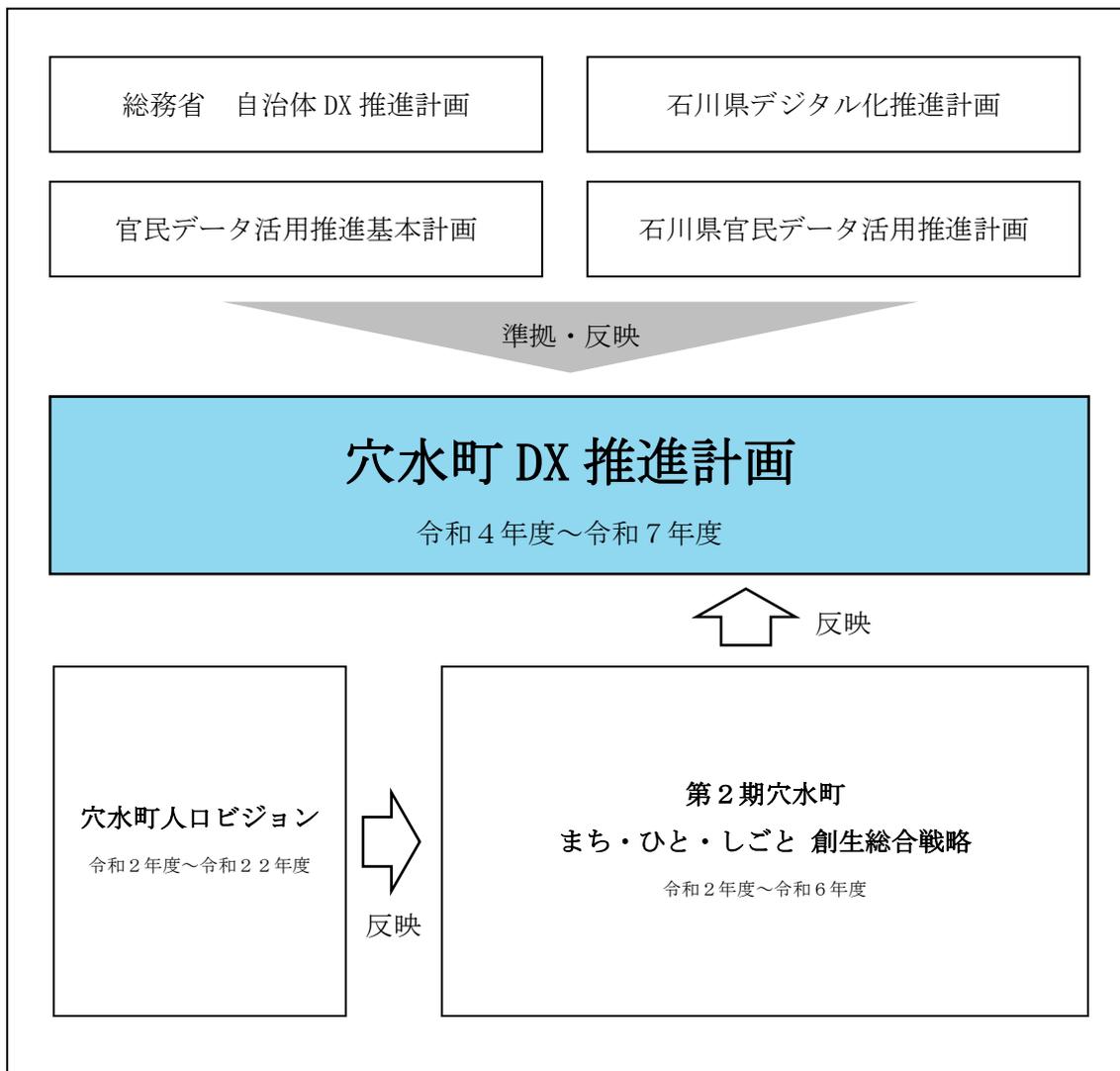
### 2. 計画策定の位置づけ

---

本計画は、国の「自治体 DX 推進計画」(令和 4 年 (2022 年) 9 月 2 日改定) 及び県「石川県デジタル化推進計画」(令和 4 年 (2022 年) 1 月 21 日策定) と整合を取りながら、その具体的な施策を定め、本町の DX をより一層推進するための計画として位置付けます。また、本計画の策定に際し、本町を取り巻く社会構造の変化に伴う地域課題に対応するため、「穴水町人口ビジョン」、「穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に挙げられる課題なども踏まえ、本計画に反映していきます。

また、本計画において取り組む事項は、令和 3 年 (2021 年) 9 月に施行された「官民データ活用推進基本法 (令和 3 年法律第 35 号)」に規定する官民データ活用の推進に関する施策でもあることから、本計画を「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けることとし、国の「官民データ活用推進基本計画」ならびに「石川県官民データ活用推進計画」も踏まえ、取り組むこととします。

### 【本計画と他の計画等との関係図】



### 3. 計画の対象期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間とします。

なお、本計画において取り組む事項については、個別事業において具体的な取組内容やスケジュールを定め進捗管理を行うこととし、計画対象期間中も国や県の動向や本町の課題、進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施し、計画の実効性を確保していきます。

## 4. 推進体制

---

本町の DX を推進するためには、既存の業務手順や業務そのものの見直しなど、仕事の仕方を変えていくだけにとどまらず、場合によっては組織の変革も必要となります。そのため、全庁一体的となって横断的な推進体制として設置している、「穴水町 DX 推進会議」において、進捗確認等を行い、総合的かつ効果的に本計画の推進を図ることとします。さらに、各分野の有識者等により、それぞれの立場から意見聴取することを目的とする「穴水町 DX 推進委員会」を設置し、デジタル化を力強く推進します。

### (1) 穴水町 DX 推進委員会

- ・ 穴水町 DX 推進計画に関すること
- ・ 穴水町 DX 推進計画の実施状況及びその評価に関すること
- ・ 穴水町におけるデジタル化の円滑な実施に関すること
- ・ その他目的を達成するために必要な事項に関すること

### (2) 穴水町 DX 推進会議

- ・ デジタル技術を活用した業務の効率化に関すること
- ・ デジタル技術を活用した住民サービスの向上に関すること
- ・ デジタル人材の確保、育成に関すること
- ・ 自治体 DX 推進計画に関すること
- ・ その他目的を達成するために必要な事項に関すること

### (3) DX 推進室

- ・ DX の推進に関すること
- ・ 情報化の推進に係る総合企画及び調査研究に関すること
- ・ 情報格差の対策に関すること

## 第2章 デジタル化に関する国・県の動向

### 1. 国の動向

国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年（2020年）12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であり、自治体のDX推進に大きな期待がかけられています。

これを受け、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年（2020年）12月25日閣議決定）における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくこととしています。

さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年（2021年）6月18日閣議決定）においては、デジタル化の基本戦略として、「デジタル社会の実現に向けた構造改革」「デジタル田園都市国家構想の実現」が掲げられました。「デジタル社会の実現に向けた構造改革」については、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進することとしています。また、「デジタル田園都市国家構想」については、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方が抱える人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することをその意義としています。

この両戦略は、国・自治体が歩調を合わせて取り組むデジタル社会の実現に向けた基本戦略であり、自治体においても両戦略に基づいた取組が期待されています。

～「自治体DX推進計画」における自治体に取り組むべき事項～

#### 【自治体DXの重点取組事項】

- ① 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ② マイナンバーカードの普及促進
- ③ 自治体の行政手続のオンライン化
- ④ 自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑤ テレワークの推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

## 【自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

## 【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- ① BPR の取組の徹底
- ② オープンデータの推進・官民データ活用の推進

### (1) 自治体 DX の重点取組事項

#### ① 自治体の情報システムの標準化・共通化

自治体の基幹業務システムは、これまで、自治体が独自に発展させてきた結果として、次のような課題を抱えています。

- ・ 維持管理や制度改正時の改修等において自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと
- ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと
- ・ 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいこと

このような自治体の基幹業務システムの状況を踏まえ、自治体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システムの利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウドを利用することを努力義務としています。標準化対象業務として基幹系 20 業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）を対象としています。

#### ② マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものであります。現在でも、本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証利用やオンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用がされているところでありますが、今後も、引越しワンストップサービスや更なる行政手続のオンライン化など利活用シーンは拡大することが見込まれています。令和 4 年度（2022 年度）末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指して、出張申請受付などの積極的な実施により申請を促進するとともに、臨時交付窓口の開設、土日開庁のさらなる実施などにより交付体制を充実させることとしています。

### ③自治体の行政手続のオンライン化

令和4年度(2022年度)には、全市区町村においてマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約を実現できるよう、マイナポータルを改修するとともに、市区町村のシステム改修等に対する支援を行うこととしています。

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度(2022年度)末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とすることとしています。

また、それ以外の各種行政手続についても、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年(2022年)6月7日閣議決定)の「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」の「V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を踏まえ、積極的にオンライン化を進めることとしています。

特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続 (31手続)	原則、マイナポータル基盤を活用する。
その他上記対象手続以外の優先的にオンライン化を進めるべき手続	積極的にマイナポータルの基盤の活用を検討する。 既存の汎用的電子申請システムによる対応も可能とする。(ただし、新規の独自電子申請受付システムの導入は、地域における事情等によりマイナポータルの活用が困難な場合やほかの政府方針等で決定している場合を除き、原則行わない。)

### ④自治体のAI・RPAの利用推進

自治体は国が作成したAI・RPA導入ガイドブックを参考にしながら、AIやRPAの導入・活用を進めることとしています。また、導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、複数団体による共同利用を検討することとしています。

### ⑤テレワークの推進

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもあります。また、ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、重大な感染症や災害発生時には、行政機能を維持するための有効な手段となっています。

今後も、自治体に対して、国が提供する「地方公共団体におけるテレワーク推進のた

めの手引き」(令和3年(2021年)4月策定)や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和4年(2022年)3月改定)等を参考に、在宅勤務だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイルワークも含め、テレワーク導入・活用に積極的に取り組むこととしています。また、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組むこととしています。

#### ⑥セキュリティ対策の徹底

国が示す地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を踏まえ、ガバメントクラウドの活用に向けて、情報セキュリティ対策の徹底に取り組むこととしています。

## (2) 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

### ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年(2022年)6月7日閣議決定)においては、「国は、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向性について達成すべき目標と併せて示すとともに、地方の自主的・主体的な取組を様々な施策を通じて支援する。また、データ連携基盤の構築など国が主導して取り組むべき事項について積極的に推進する」こととされています。

一方、「地方においては、地方公共団体を中心とした地域それぞれが十分議論した上で、自らの地域が目指すべき理想像を描き、そこに向けた地方活性化の取組を進めていくことが求められる。また、国の示した方向性を踏まえ、必要に応じて広域連携を図りながら、自主的・主体的な取組を推進する」こととされています。

更に、デジタル田園都市国家構想基本方針においては、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組方針の一つとして、「デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備」が掲げられているところであり、光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効的に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進することとしています。

### ② デジタルデバイス対策

オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援」事業の周知等の利用の促進を行うとともに、NPOや地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、講

座開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施することとしています。

### ③デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

国は、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するため、令和3年（2021年）11月に「デジタル臨時行政調査会」を創設しました。

デジタル臨時行政調査会では、構造改革に通底する5つの原則（①デジタル完結・自動化原則②アジャイルガバナンス原則③官民連携原則④相互運用性確保原則⑤共通基盤利用原則）からなる「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として令和3年（2021年）12月に策定し、このデジタル原則に沿って、4万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、3年間で規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指すこととしています。

## （3）各団体において必要に応じ実施を検討する取組

### ①BPRの取組みの徹底

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要があることとしています。

また、デジタル化の効果を最大限発揮するためには、規制の見直しも併せて行う必要があるとしています。

### ②オープンデータの推進・官民データ活用の推進

令和3年（2021年）9月に施行された「官民データ活用推進基本法（令和3年法律第35号）」では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとしています。行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図ることとしています。

## 2. 県の動向

---

社会全体のデジタル化の推進が求められる中、石川県においても、行政分野はもとより、産業や農業、福祉、教育などあらゆる分野においてデジタル化を加速させる必要があることから、「石川県デジタル化推進計画」を策定し、行政サービスの利便性向上、行政事務の効率化のほか、あらゆる分野のデジタル化に向けた取組を一層加速させ、県の活力の向上を図っていくこととしています。

「石川県デジタル化推進計画」では、基本理念として“デジタルで創る、誰もがより安心して豊かさを実感できる「いしかわ」”を掲げ、デジタル技術を積極的に活用し、「産業の成長・発展」、「県民生活の安全・安心の確保」、「交流、移住・定住の促進」等に向けて取り組むとともに、県民目線の質の高い行政サービスを提供することで、県民誰もがより安心して豊かさを実感できる「いしかわ」を目指すこととし、以下の3つの基本方針を掲げています。

- (1) 産業・生活のデジタル化
- (2) 行政サービスの利便性向上
- (3) 行政事務の効率化

なお、3つの基本方針と基本姿勢は以下のとおりです。

### (1) 産業・生活のデジタル化

各分野のデジタル化施策を充実・強化し、「産業の成長・発展」、「県民生活の安全・安心の確保」に向けて取り組むとともに、県の魅力・強みの発信により「交流、移住・定住の促進」を図ることとしています。

#### ① 産業の成長・発展

デジタル人材の確保・育成やAI・ドローン等の新技術を活用した先駆的な取組を支援するなど、全国に先駆けた産業の生産性向上、農林水産業の収益性向上の取組等を加速させ、産業の成長・発展を推進します。

#### ② 県民生活の安全・安心の確保

頻発する自然災害や少子高齢化等の課題を踏まえ、デジタル技術の活用により、防災・減災対策のほか、医療・福祉、結婚支援・子育て環境の充実等を推進するなど、県民生活の安全・安心の更なる確保に取り組めます。

#### ③ 交流、移住・定住の促進

デジタル技術を活用して、県が誇る伝統文化、豊かな自然環境、食文化などの観光

資源のほか、高等教育機関が集積する「学都石川」の魅力など、本県独自の個性や魅力を更に磨き、県内外に発信することにより、県外・国外の人やものを石川に惹きつけ、一層の交流や移住・定住を促進します。

## (2) 行政サービスの利便性向上

スマートフォン等を活用して、オンラインで「いつでも」「どこでも」「分かりやすく」利用できる県民目線の行政サービスを目指すこととしています。

### ① 行政サービスのオンライン化・キャッシュレス化

行政手続のオンライン化や行政に対する支払いのキャッシュレス化の推進など、スマートフォン等によりオンラインで利用可能な行政サービスの提供に取り組みます。

### ② 情報発信の充実・強化

県民にわかりやすい情報発信に向けて、県ホームページの充実やアプリ、SNS等を活用した情報発信を推進します。

### ③ マイナンバーカードの普及の促進・利便性向上

マイナンバーカードの普及の促進に向けて利便性・安全性の周知や市町の支援に取り組めます。

マイナンバーカードの利便性向上に向け、国が進める保険証や運転免許証への活用に加え、県においても活用を検討します。

### ④ デジタルデバインド対策

ホームページアクセシビリティの向上やデジタル機器に不慣れな方へのデジタル活用支援に取り組みます。

超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続といった特徴を有する第5世代移動通信システム（5G）などの情報通信基盤の整備を推進します。

## (3) 行政事務の効率化

行政における検討から執行に至る一連の業務を見直し、デジタル技術を活用した新たな働き方（デジタルワークスタイル）を実現することにより、業務を効率化し、行政の質の向上に繋げることとしています。

① デジタルワークスタイルの実現

業務の見直しを徹底し、執務環境の整備や一連の行政事務におけるデジタル技術の導入を推進します。

② AI・RPAの活用

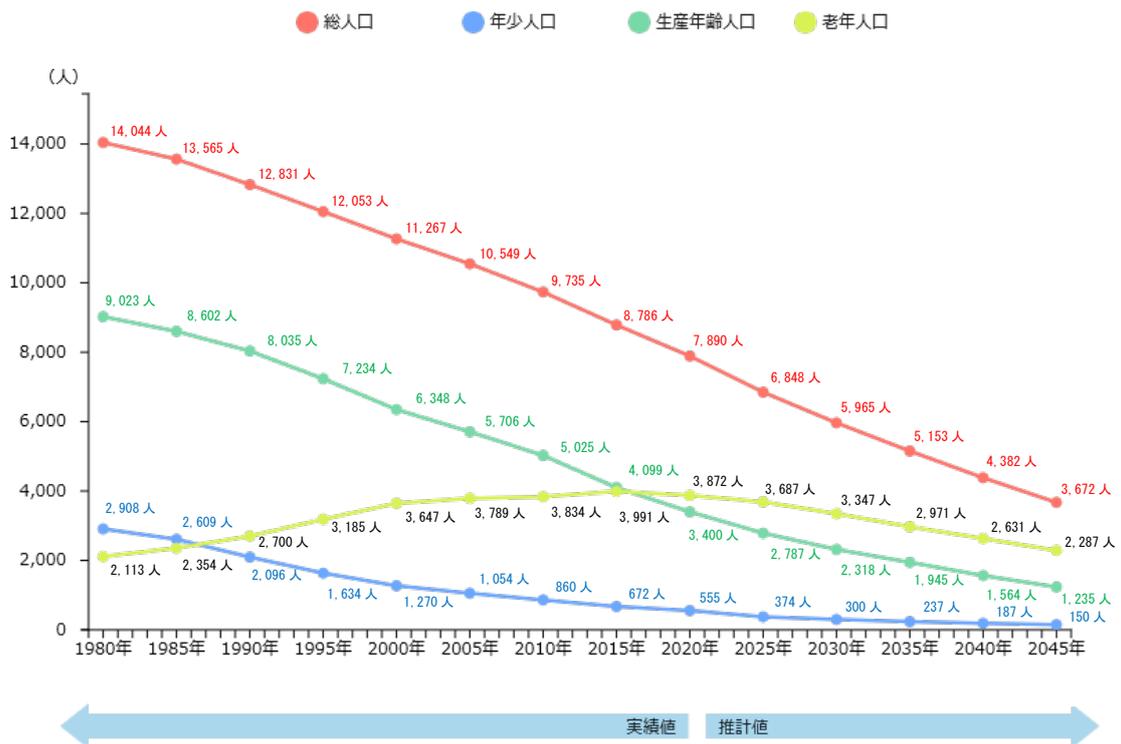
定型業務の自動化に向けて、AIやRPAを積極的に活用します。

## 第3章 穴水町のデジタル化に向けた課題・基本方針

### 1. 本町を取り巻く現状と課題

本町の人口は、令和2年（2020年）国勢調査によると7,890人であり、前回の平成27年（2015年）国勢調査時と比べると896人（10.20%）減少しています。また、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向が続いています。このまま人口減少が続けば、官民を問わず生産年齢人口の不足が見込まれ、自治体においても経営資源が制約される一方、住民生活におけるニーズは多様化しており、限られた職員数で様々なサービスを維持・提供していくことが求められています。多様化する行政ニーズに対応し、住民サービスの維持・向上を図るためには、デジタル技術を活用し、より一層、労働生産性を向上させる必要があります。

【人口推移 昭和55年（1980年）～令和27年（2045年）】



出典：「RESAS-地域経済分析システム」人口構成より人口推移に数値を加えて編集

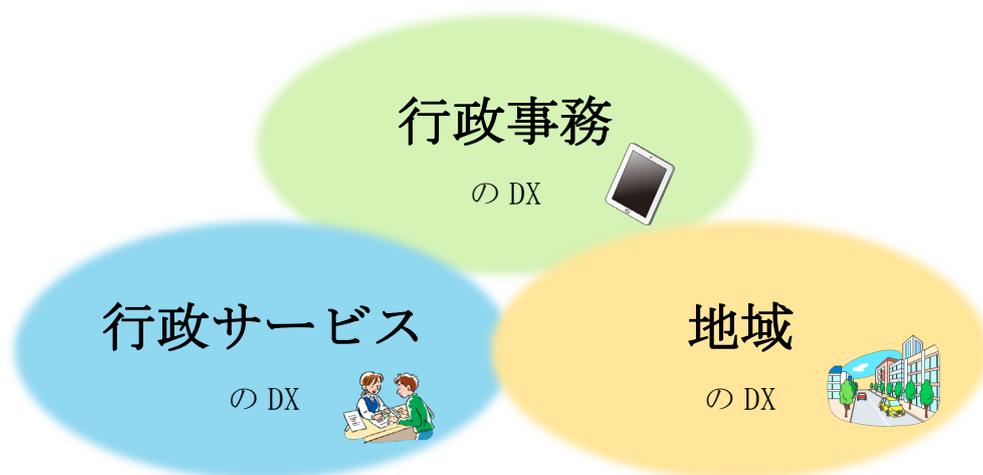
<https://resas.go.jp/population-composition/#/transition/17/17461/2020/2/0.0/9.799821249372197/37.2309839/136.9123634/->

## 2. デジタル化に向けた方針

---

デジタル技術を活用することによる住民サービスの利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、以下の3つの柱で、本町のデジタル化の各施策・取組を展開していきます。

デジタル技術を活用した住民の利便性向上を図る「行政サービス」のDX、自治体業務の効率化・省力化などを目的とする「行政事務」のDX、さらには、地域課題を解決する「地域」のDXへの展開を図ります。



## 3. 全体スケジュール

---

本計画で設定した計画期間及び基幹系 20 業務の「ガバメントクラウド」移行完了の期限に合わせ、令和 7 年度（2025 年度）を目標に下記の 3 段階で取組んでいきます。

第 1 段階 (デジタル化の準備期間)	令和 4 年度 (2022 年度) ~ 令和 5 年度 (2023 年度)
第 2 段階 (デジタル化の試行期間)	令和 5 年度 (2023 年度) ~ 令和 7 年度 (2025 年度)
第 3 段階 (デジタル化の本格運用期間)	令和 7 年度 (2025 年度) ~

## 第4章 穴水町のデジタル化に向けた取組

「自治体 DX 推進計画」を踏まえ、重点的に取組む事項として以下を設定し、各取組項目について、方向性、成果目標等を実行計画として定め、計画に基づき具体的に取組を推進します。

### 1. 行政サービスの DX

---

#### (1) 行政手続のオンライン化の推進

##### ■背景と現状

「自治体 DX 推進計画」において、令和4年度（2022年度）末を目指し、「原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする」としています。

また、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用指針」（令和2年（2020年）3月4日改訂）を踏まえ、積極的にオンライン化を進めることとしています。

本町では令和2年度（2020年度）に各種申請等の押印廃止の見直しを行い、令和3年度（2021年度）には、一部を除く各種申請等の押印廃止をした届出の受付等を開始しました。しかし、近隣自治体は電子申請サービスや電子収納サービスを導入するなどいったデジタル化やオンライン化が進んでいる中、本町においては未導入となっています。

##### ■方向性

マイナンバーカードを活用した、「書かない窓口」「行かない窓口」を目指し、行政手続における書面・押印廃止・対面規制の抜本的な見直しや課題解決を図るとともに、「新しい生活様式」に対応するため、行政手続のデジタル化を推進していきます。なお、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」を参考に実施することとします。

##### ■成果目標

###### ①「書かない窓口」による申請書類等の簡素化

マイナンバーカードの情報を読み込み、申請や届出の手続を簡素化し、来庁者の記入作業の負担軽減を推進していきます。

## ②マイナポータルを利用した「行かない窓口」の実現

優先的にオンライン化を推進すべき市町村対象手続である「子育て関係」「介護関係」「被災者支援関係」の27手続（下記、記載）については、令和4年度（2022年度）中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定していることから、マイナポータル「ぴったりサービス」からマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能としていきます。それら手続以外についても、マイナポータル「ぴったりサービス」に随時追加することとし、オンライン手続の拡大を行っていきます。また、現段階でオンライン化ができない手続については、法令等により書面・押印・対面を必要とする手続等を除き、オンライン化に向けた事務手続の見直しを行っていくこととします。

## 対象手続一覧

### 子育て関係（15手続）

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

### 介護関係（11手続）

- 16) 要介護・要支援認定の申請
- 17) 要介護・要支援更新認定の申請
- 18) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 19) 居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 20) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 21) 被保険者証の再交付申請

- 22) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 23) 介護保険負担限度額認定申請
- 24) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 25) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 26) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

### 被災者支援関係（1 手続）

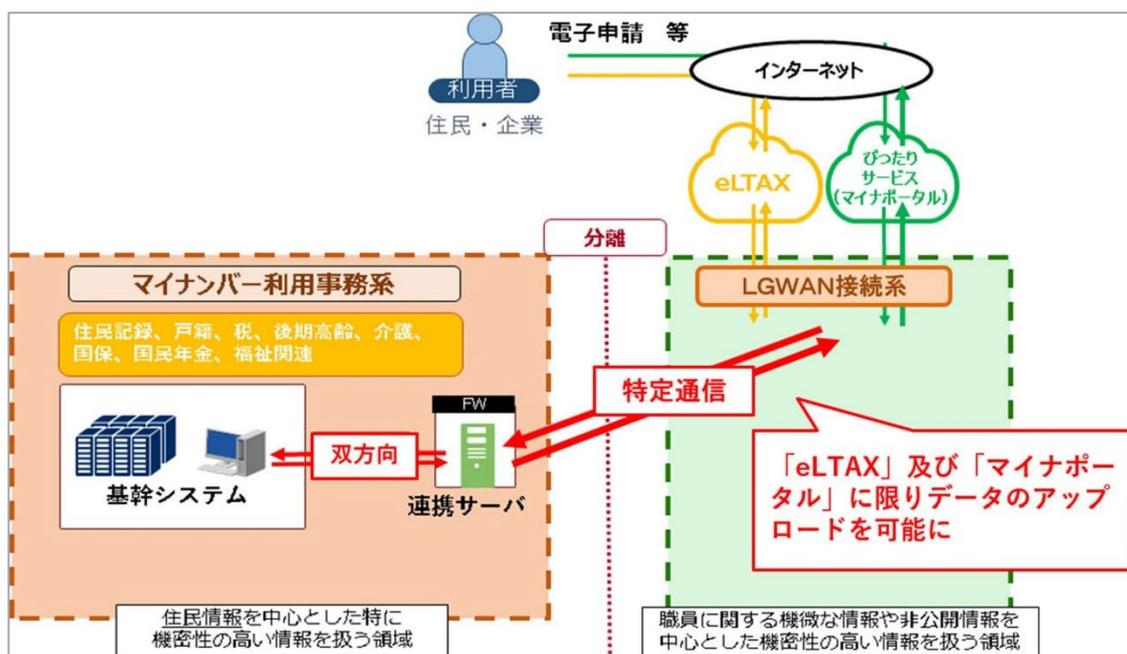
- 27) 罹災証明書の発行申請

### 自動車保有関係（4 手続） ※都道府県対象手続

- 28) 自動車税環境性能割の申告納付
- 29) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 30) 自動車税住所変更届
- 31) 自動車の保管場所証明の申請

### ③マイナポータルと基幹系システムのオンライン接続

マイナポータル「ぴったりサービス」で行われる手続について、データでの一気通貫した処理を可能とするため、「申請管理システム」を導入し、令和 4 年度（2022 年度）末までにマイナポータルと基幹系システムを接続するための環境整備を進めていきます。



出典：総務省「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第 2.0 版】より

■ロードマップ

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	「書かない窓口」システム導入・運用		
マイナポータル「びったりサービス」 特に国民の利便性向上に 資する31手続	その他手続のオンライン化		
マイナポータルと基幹系 システムのオンライン接続			

(2) キャッシュレス化の推進

■背景と現状

本町における税・保険料等の決済手段は、口座振替と現金払い、コンビニ収納が中心となっており、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、バーコード決済など）には対応していない状況です。一方、国では自治体に対し、令和5年度（2023年度）から固定資産税及び軽自動車税の納付書に地方税統一QRコードを導入するよう求めています。

■方向性

キャッシュレス決済の導入は、住民サービスの向上と窓口の業務効率化が図られることから、手数料や税・保険料等のキャッシュレス化を推進していきます。

これにより、住民は金融機関等へ出向く必要性がなくなり、時間を気にせず、どこでも支払いが可能となり、住民サービスの向上が図られます。

しかし、キャッシュレス決済は多様化している状況であり、導入経費やランニングコストも勘案しながら検討していきます。

■成果目標

①手数料・利用料等のキャッシュレス化の推進

窓口で支払う各種証明書（住民票、戸籍謄本など）の発行手数料や、公共施設の利用料等についても、キャッシュレス化を推進していきます。

## ②税・保険料等のキャッシュレス化の推進

税・保険料等のキャッシュレス決済への対応や国が進める納付書の地方税統一 QR コードを付すことで、住民が金融機関等に足を運ぶことなく、どこでも支払いが可能となるようキャッシュレス化を推進していきます。

### ■ロードマップ

令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
口座振替、現金払い、コンビニ収納の運用継続			
手数料・利用料のキャッシュレス化の検討・推進	窓口手数料キャッシュレス決済の運用		
	その他手数料・利用料等のキャッシュレス化の検討・推進		
システム改修	地方税統一 QR コードの運用（固定資産税・軽自動車税）		
税・保険料等キャッシュレス化の検討・推進			

## (3) マイナンバーカードの普及促進

### ■背景と現状

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものであります。国は、令和 4 年度（2022 年度）末までに全国民にマイナンバーカードを行き渡ることを目指しています。令和 3 年度（2021 年度）に実施した町内マイナンバーカード保持者・新規取得者に 1 人 5,000 円分の商品券の配布を行った「あなみずマイナンバー商品券事業」の効果もあり、取得者が増加し、本町のマイナンバーカードの交付率は、令和 4 年（2022 年）8 月末現在で、61.1%となっており、県内 3 番目に位置している状況です。しかし、現時点においてマイナンバーカードによる利活用サービスが少ないため、利便性向上のメリットを十分に訴求できていない状況であります。

### ■方向性

住民票や戸籍謄本等のコンビニ交付サービスや、マイナポータル「ぴったりサービス」等のサービス、健康保険証として利用できる等の周知をし、町民の利便性の向上を図ります。

■成果目標

①マイナンバーカードの利用サービス拡充

住民票や戸籍謄本などのコンビニ交付サービスの利用促進や、マイナポータル「ぴったりサービス」等を拡大・拡充し、マイナンバーカードの取得率向上に取り組めます。

②出張申請受付窓口等の充実

出張申請受付窓口や広報、ホームページなどの積極的な実施、啓発により申請を促進するとともに、出張地区説明会の実施などにより充実した交付体制を整えます。

■ロードマップ

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
マイナンバーカードの普及促進			

2. 行政事務のDX

(1) 住民情報システムの標準化・共通化

■背景と現状

自治体の情報システムは、これまで自治体が独自に調達やプログラム開発等を行っており、システムの維持管理や制度改正による改修など個別に対応しなければならない状況でありました。本町では、輪島市・能登町・穴水町で構成する奥能登広域圏事務組合で情報システムを共同調達することにより、改修費用や維持費等の削減を図ってきましたが、自治体にとって大きな負担となっておりました。

このような状況を踏まえ、国は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」を制定し、自治体における情報システムの標準化を進めることとしています。原則全ての自治体が令和7年度(2025年度)までに、「ガバメントクラウド」を活用(努力義務)し、国が示す標準仕様に準拠したシステムへ基幹系20業務(次頁、記載)を移行することとされており、計画的な導入に向けた検討を行うことが求められています。

## 標準化対象業務

No.	標準化対象業務	No.	標準化対象業務
1	住民基本台帳	11	就学
2	戸籍	12	児童手当
3	戸籍の附票	13	児童扶養手当 ※
4	固定資産税	14	国民健康保険
5	個人住民税	15	国民年金
6	法人住民税	16	障害者福祉
7	軽自動車税	17	後期高齢者医療
8	印鑑登録	18	介護保険
9	選挙人名簿管理	19	生活保護 ※
10	子ども・子育て支援	20	健康管理

※町村においては、No. 13 及び No. 19 は県が実施主体となるためシステム未導入

### ■方向性

「ガバメントクラウド」の活用に向け、国が示した基幹系 20 業務について、標準仕様に準拠したシステムへの移行を円滑に行うこととします。

### ■成果目標

令和 7 年度（2025 年度）までに標準仕様に準拠したシステムの「ガバメントクラウド」への移行に向けて適正にシステム移行を行うため、現行システム事業者と連携を行い、庁内各課横断的に取り組むこととします。

### ■ロードマップ



## (2) 行政事務の効率化の推進

### ■背景と現状

少子高齢化による人口減少において、職員数の減少も見込まれる中、持続可能な行政サービスを提供し続けていくためには、AI や RPA などのデジタル技術の活用は行政事務の効率化を図るための有力なツールであり、積極的に活用すべきものであります。導入にあたっては、導入効果やどのような分野の業務に活用できるか、調査を実施し、効果的な導入に向けて検討していきます。

### ■方向性

内部事務に AI や RPA を取り入れ、職員の業務負担の軽減と効率化を図るため、AI や RPA 等の利用拡大を推進していきます。なお、AI や RPA の導入・活用については、他自治体の事例を参考に進めることとします。

### ■成果目標

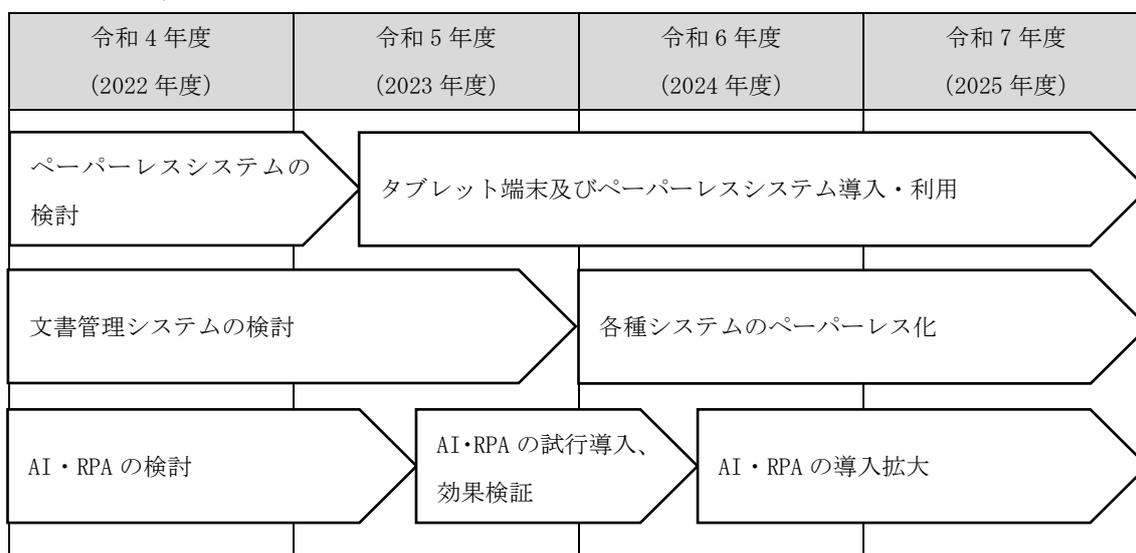
#### ①ペーパーレス化の推進

ヒアリングや会議におけるタブレット端末等を用いたペーパーレス化や、庶務管理、財務会計、文書管理などの各種システムの導入および電子化を推進していきます。

#### ②AI・RPA の利用促進

AI については、議事録作成・文字起こしシステムの導入に取組ます。RPA については、税、財務、福祉、分野などで RPA に適した業務で効果の高いものについて、計画的な導入・活用に取り組めます。

### ■ロードマップ



### (3) テレワークの推進

#### ■背景と現状

テレワークは、「時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段」となるとして、長時間労働の抑制や休暇取得促進と合わせて、「働き方改革」における重要な取組の一つとなっています。

本町においては、新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）に役場庁舎や公民館にサテライトオフィスの環境整備として、会議室等でも執務室と同じ環境で業務が行えるようネットワークの構築を行いました。

しかし、在宅勤務については、セキュリティ上の問題や職員間の情報共有や労務管理が困難であること、テレワークで実施できる業務が不透明など、多岐に渡る課題があったことから、本格的な導入が進んでいない状況です。

#### ■方向性

子育てや介護など時間的制約を抱える職員を含め、職員のライフステージに応じた柔軟な働き方ができるよう、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（令和3（2021年）年4月策定）を参考にしながら、職場環境の整備を推進していきます。

#### ■成果目標

##### ①テレワーク環境の整備

テレワーク端末やシステムの導入拡大を推進し、テレワークの形態である「在宅勤務」「サテライトオフィス」「モバイルワーク」の対応を検討していきます。

##### ②ビジネスチャットの活用

令和4年度（2022年度）から利用しているビジネスチャットを活用し、テレワーク時や、日常業務での職員間の情報共有を行い、迅速かつ的確な情報を伝達する手段の1つとして、今後も推進していきます。

#### ■ロードマップ

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実態把握・課題整理・検証		テレワーク端末・システムの導入拡大	
ビジネスチャットの活用・推進			

#### (4) セキュリティ対策の徹底

##### ■背景と現状

平成 27 年 (2015 年) 以降に各自治体で実施された、いわゆる「三層の対策」により、内部ネットワークが、インターネット接続系・LWAN 接続系・マイナンバー利用事務系の 3 つのセグメントに分割され、マイナンバー利用事務系については、原則ほかのセグメントと物理的に分離し、二要素認証を導入するなど、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図りました。さらに、令和 3 年度 (2021 年度) には石川県内全自治体が共同で利用する石川県情報セキュリティクラウドが次期サービスへ移行し、セキュリティ対策の強化を図っています。

##### ■方向性

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和 4 年 (2022 年) 3 月改定) を踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組んでいきます。

##### ■成果目標

###### ①情報セキュリティポリシーの改定

国の動向などを踏まえ、効率性・利便性の向上と情報セキュリティ確保の両立に向け、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、本町の情報セキュリティポリシーの改定に取り組むこととします。

###### ②情報セキュリティ意識の向上 (職員向け)

セキュリティ対策に係る e-ラーニング等研修の実施による職員の情報セキュリティに対する理解度の向上を図っていきます。

##### ■ロードマップ

令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
自治体情報 システム機器更新	情報セキュリティポリシーの改定検討		事務用 PC 機器更新
情報セキュリティ意識の向上 (職員向け)			

## (5) 被災者支援

### ■背景と現状

近年、日本各地において豪雨や地震等の自然災害が多発しています。災害発生時には、被害を最小限にとどめる対策と併せて、被災者が早期に復興するための支援を行うことは極めて重要となっています。しかし、被災者が生活再建に至るまでには、被害認定調査、罹災証明書、各種支援制度の申請等、様々な手続を経るため、復興に至るまでに多くの時間と労力を要しています。

### ■方向性

石川県が事業主体となる被災者支援システムを当町においても導入し、頻発する自然災害に対する防災体制の強化を図ります。県内各市町において共通のシステムを導入することで、統一した管理体制の構築、支援情報の共有化が可能になります。県及び各市町における広域的な連携のもと、地域格差のない対応を行い、被災者が一刻も早期に生活再建できるよう、復旧及び復興を支援します。

### ■成果目標

被災者支援システムの活用により、支援に要する事務手続等の効率化及び省力化を図ります。専門的知識や技術のない職員でも、被害状況の把握や被害認定調査等を正確に実施し、速やかな罹災証明書発行を可能にします。また、システム内の被災者台帳との連携により、被災者の被害状況、支援状況、配慮事項等の横断的な把握が容易となり、被災者のニーズに沿った支援を行います。

### ■ロードマップ

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
情報収集、説明会参加、県との情報共有	システム導入	システム運用、県及び県内各市町との情報共有、防災体制の強化	
	庁内横断的体制の構築、町独自支援の検討、定期的な操作及び訓練実施		

### 3. 地域のDX

---

#### (1) オープンデータの推進

##### ■背景と現状

「官民データ活用推進計画基本法（令和3年法律第35号）」第11条において、地方公共団体は国と同様に、保有する官民データについて、国民がインターネット等で容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとされました。

本町においては、ホームページを通して二次利用可能なデータを提供しています。

##### ■方向性

町保有のデータを町民や民間企業等が容易に活用できるようにするため、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（令和3年（2021年）6月15日改定）、「オープンデータ基本指針」（令和3年（2021年）6月15日改正）等を踏まえて、オープンデータ化を推進していきます。

##### ■成果目標

国や県の動向、近隣自治体の取組も参考に、本町が保有するデータを整理し、民間企業等が活用しやすい形式で公開していきます。

また、町民や民間企業等の利用ニーズを踏まえ、オープンデータの充実を図っていきます。

##### ■ロードマップ

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
情報収集・データの整理、利用ニーズの把握			
	オープンデータの充実		

## (2) デジタルデバイド対策

### ■背景と現状

現在、ソーシャルメディア（SNS など）が住民と行政の新たな情報共有の手段となっていますが、社会全体でデジタル化を進めていく中で、年齢、障害の有無、性別などにかかわらず、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、全ての町民がデジタル化の恩恵を受けられる環境の整備が必要となっています。

### ■方向性

デジタル化を推進するうえで、オンライン申請やキャッシュレス決済など、ICT 技術を利用した町民への利便性向上を図るため、デジタル機器の利用に不慣れな町民が必要な知識・技術を習得できるよう検討していきます。また、デジタル活用への不安や抵抗感が見受けられる高齢者にも、きめ細やかなデジタル活用支援を実施していきます。

### ■成果目標

#### ①各世代向け対策の実施

- ・子ども、子育て世代向け IT 教室
- ・高齢者向けスマートフォン教室
- ・窓口で各種電子申請サービスの利用支援（入力補助）

#### ②地域におけるデジタルサポート人材の育成

- ・スマートフォンやタブレットの設定や操作の支援、町民が身近な場所で相談や学びの場の環境を構築するため、各地域においてデジタル人材の育成に取り組んでいきます。

### ■ロードマップ

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
情報収集、 実施スケジュールの検討			
	高齢者向けスマートフォン教室の開催		
	その他有効な施策、必要な施策の検討・実施		

### (3) 区長町内会との情報連携の強化

#### ■背景と現状

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内会における会合やイベントの中止及び縮小を余儀なくされる中、感染防止を徹底しながらどのようにしてコミュニティ活動及び運営を実施していくべきか苦慮しています。

また、昨今、多くの町内会が運営負担の増大、高齢化や共働き並びに定年延長に伴う役員の担い手不足、活動者の減少といった課題を抱えており、町内会活動の活性化を図るためには、運営負担の軽減を図るとともに、若い現役世代を含む新たな活動者を確保することが重要となっています。

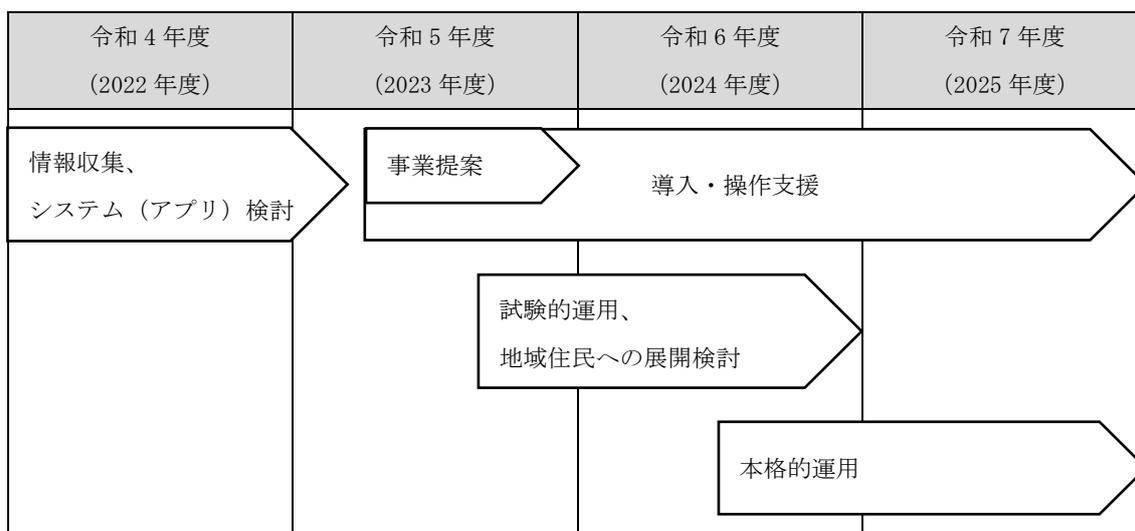
#### ■方向性

新しい生活様式を取り入れながら、感染防止と町内会における地域活動の両立を図ることができるよう、スマートフォンやタブレット等を活用した電子回覧板の試験的な運用を提案（紹介）します。

#### ■成果目標

電子回覧板の導入を希望する区長及び町内会長を対象に、アプリ登録及び操作に関するサポートを実施します。電子回覧板導入により、迅速かつ容易に双方向での情報伝達を可能にし、町と町内会との情報共有及び連携の強化を図ります。また、従来の紙媒体からデータでのやり取りに変えることにより、業務完了及び方針決定までの時間を削減し、行政情報の速達性を確立します。

#### ■ロードマップ



#### (4) 広域データ連携基盤の活用

##### ■背景と現状

「デジタル田園都市国家構想」において、国は、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方が活性化することを推奨しています。地方はその方針に沿い、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を実施し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しています。

##### ■方向性

石川県が実装を検討している広域データ連携基盤について、当町においても導入及び活用することを検討します。民間事業者、県及び県内市町が保有する様々なデータを組み合わせることで、地域や分野を超えたデータ活用の可能性を見出します。

##### ■成果目標

現在、当町において個々で運用並びに今後導入していくシステムやアプリ等について、広域データ連携基盤と紐付けすることで、入口の集約化(ワンストップ化)を図ります。

- ・マイナポータル「ぴったりサービス」
- ・広報・防災情報アプリ「あなみず info」
- ・母子手帳アプリ「あなみず子育てアプリ」等

オープンデータの推進においては、広域データ連携基盤に適合した形式での整備を進め、提供データの充実を図ります。

また、地域公共交通、空き家対策等の町が抱える地域課題の解決や、電子クーポン発行、地域通貨等の地域活性化といった将来的なビジョンも視野に入れ、取り組んでいきます。

##### ■ロードマップ

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
情報収集、 説明会参加	県との情報共有、導入検討		
	システム整備・データ連携		
	オープンデータの整理、提供		
		地域課題解決、新規事業検討	

このページは白紙です

---

## 穴水町 DX 推進計画

令和 5 年●月策定

発行 | 穴水町

編集 | 穴水町企画課・DX 推進室

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの 174 番地

TEL 0768-52-0300

FAX 0768-52-1196

Mail [anamizu@sec.town.anamizu.ishikawa.jp](mailto:anamizu@sec.town.anamizu.ishikawa.jp)

---